

平成15年 2月28日

## 公的弁護制度に対する日弁連意見

### 被疑者に対する公的弁護制度の対象事件

- 1 身体を拘束された全ての被疑者とする。  
罪名による対象事件の限定はなされるべきではない。
- 2 職権による選任制度及び必要的選任制度はいずれも設けられるべきである（具体的内容は後記 ・ 2 及び 3 ）。

### 公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策

- 1 現在の国選弁護と同様に、広範な弁護士が担い手となるべきである。したがって、国選弁護人候補として登録された弁護士が、個別事件ごとに推薦されて選任される制度を基本とすべきである。日弁連としては、その確保体制をとり、また、各弁護士会で弁護人推薦に責任を持つ。
- 2 常勤弁護士について
  - 1) 目的（役割）

国選登録弁護士（上記 1 ）では対応が困難な地域での態勢確保、及び 長期間連日的開廷が想定されるような特別な重大事件への対応態勢確保を目的とする。また、これらを通じて、 刑事事件を専門的に扱う弁護士層の育成による刑事弁護全般の質的向上を目指す。
  - 2) 常勤弁護士所属事務所の設置主体，方式
    - ア 日弁連として、日弁連の支援する刑事専門弁護士事務所を設置し、必要なバックアップ体制をとる。また、弁護士過疎地域対策としての公設事務所の設置を更に進める。
    - イ 新たに設立される独立行政法人（ないし法律扶助協会）が公設事務所を設置する場合は、

独立行政法人について、法律で、組織・人的態勢とりわけ役員の選任及び構成、組織の意思決定手続等にわたり、所属弁護士の弁護活動の自主性・独立性が保障される方策が講じられること、並びに、主務官庁及び当該法人に個別弁護活動への指揮権がない旨の規定や所属弁護士の身分保障規定などを定めること。

公設事務所の具体的な設置箇所・規模については、日弁連及び当該地域弁護士会と十分な協議によって決定されること。

所長弁護士及び所属弁護士の採用は弁護士会の推薦に基いてなされること。
- 3 契約弁護士について

契約弁護士とは、「運営主体と弁護士法人ないし弁護士個人との間で、年間一定数の事件を受任するという契約をし、対象事件の弁護を行うもの」とされるが（第 3 回

検討会)、特に公設事務所を設けない地域では、受任態勢確保の一方策として検討対象となる。

但し、契約で年間受任件数と報酬総額を定める方式と、契約では年間受任件数だけを定め、報酬は(一般の登録弁護士からの選任と同じく)事件毎に決定・支給される方式とが考えられるが、については、適正な金額を契約で定められるかが問題として指摘でき、他方、については、一般の登録弁護士について年間受任件数を各自登録しておく制度と違いがあるかとの疑問があり得る。また、いずれの方式についても、「契約不履行の場合のサンクション」など検討すべき課題がある。

また、契約弁護士の推薦、受任件数、その他の契約内容についての弁護士会の関与が必要である。

### 私選弁護と公的弁護の関係

- 1 公的弁護は、経済的理由その他により私選弁護人を選任できない者に対する制度として位置づけられる。その意味において、私選弁護が原則的な方式であるといえる。
- 2 私選弁護人へのアクセスの保障のためには、国費による当番弁護士制度を設ける必要がある(具体的内容は次項)。

### 国費による当番弁護士制度

- 1 役割(必要性)

身体拘束された被疑者に、資力等を問わず一回は無料で弁護士の助言を受ける機会を保障すること、私選弁護人へのアクセスを保障すること、国選弁護人選任請求権行使を援助すること。
- 2 制度の骨子
  - 1) 逮捕勾留された被疑者に法律で「無料で弁護士に法的助言を受ける権利」を保障する。権利行使には、資力・罪名などによる制限は一切付さない。
  - 2) 逮捕勾留された被疑者から申出があった場合、弁護士会(または新たに設置される独立行政法人ないし法律扶助協会)が当番弁護士を派遣する仕組みとする(裁判所は関与しない。)
  - 3) 一定の重大事件・全ての少年の事件などについては、被疑者からの申出がない場合でも、当番弁護士を派遣する制度を設ける。
  - 4) 当番弁護士には、報酬(接見日当)及び交通費等実費が支払われる。

### 公的弁護制度下での弁護人の選任要件

- 1 請求による選任制度
  - 1) 実体的要件

「経済的理由・その他により自ら弁護人を選任できないこと」を要件とする。  
「経済的理由により選任できないこと」に該当する具体的基準(資産・所得基準)を明確にする。
  - 2) 手続的要件

選任手続の迅速性確保のため、選任決定時点では、基準に該当することの疎明は求めず、被疑者の申告によって判断することとする。被疑者の申告が事実と反して

いた場合は、費用の全額負担を求める。

なお、当番弁護士が接見した場合は、資力要件の説明によって、被疑者の申告を援助することになる。

## 2 裁量的な職権選任制度

現行刑訴法37条と同一要件での裁量的な職権選任制度を設けるべきである。

すなわち、被疑者・被告人が、未成年者、年齢70年以上の者、耳の聞えない者又は口のきけない者、心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき、及びその他必要と認めるときで、被疑者・被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる、との規定を置く。

## 3 必要的な職権選任制度

一定の重大事件等については、請求がなくとも裁判所が必要的に国選弁護人を選任する制度を設けるべきである。

選任対象事件としては、法定合議事件、否認事件、18歳未満の少年等の場合が検討されるべきである。

## 4 選任できる人数

被疑者・被告人・弁護人は、2人以上の弁護人による弁護活動が必要な場合、裁判所に対しさらに弁護人の選任を請求することができる規定が設けられるべきである。

## 公的弁護制度下での弁護人の選任の始期及び選任の効力の終期等

### 1 被疑者に対する国選弁護人選任の始期

逮捕段階とすべきである。

### 2 国選弁護人選任の効力の終期

- 1) 被疑者について公判請求された場合は、当該被疑者について選任された弁護人が、引き続き公判段階での弁護人となる（被疑者段階での弁護人選任命令の効力が存続する。）
- 2) 被疑者が略式命令を受けた場合は、略式命令確定時点で弁護人の地位が終了する。
- 3) 被疑者について公訴が提起されなかった場合は、不起訴処分があった時点で弁護人の地位が終了する（したがって被疑者が処分保留のまま釈放された場合はなお弁護人の地位にとどまることとする。）
- 4) 少年の被疑者について家庭裁判所へ送致された場合は、家裁送致された時点で弁護人の地位が終了する（但し、少年に公的付添人が選任されるときは、原則として、被疑者段階の弁護人が付添人となる制度が検討されるべきである。また、付添人選任まで一定期間を要する制度となる場合は、弁護人が観護措置決定に先立ち意見を述べる機会が保障される仕組みが必要である。）

### 3 弁護人が選任された被疑者が別の被疑事実で再逮捕された場合

従前の事件について弁護人の地位を有する限り、再逮捕の理由とされた被疑事実についても、弁護人としての地位を有することとする。

### 4 解任について

被疑者・被告人・弁護人は、正当な理由がある場合には、裁判官（公訴提起前）若しくは裁判所（公訴提起後）に対し、弁護人の解任を請求できることとする制度が設けられるべきである。

## 公的弁護制度下での弁護活動の在り方

- 1 日弁連は、公的弁護における弁護活動の質的向上のために一層努力する。
  - 1) 「国費による弁護人の推薦等に関する準則」

日弁連は、「準則」を平成14年10月22日理事会で決定し、全国の弁護士会に対して本年3月31日までの制定を要請している。これは、国費による弁護人について、その推薦基準としての最低限の行動規範を示し、それに違反した場合に、指導・助言を行うことその他、一定期間の推薦停止の要件を定めることにより、弁護活動の最低限の質を担保することを目的として策定したものである。

なお、弁護士倫理に違反する行為は、それが弁護士の品位を失うべき非行に該る場合には綱紀・懲戒処分の対象となることはもちろんである。日弁連では、弁護士倫理の充実・発展を目指して、倫理規定の改正を当連合会弁護士倫理委員会に諮問しており、また、綱紀・懲戒制度の改革にも取り組んでいるところであり、弁護士倫理や綱紀・懲戒の問題は、本準則とは別個に検討が進められている。
  - 2) 研修等の充実

新入会員、国選弁護人名簿・当番弁護士名簿への新規登録会員に対する研修、及び倫理研修の充実に引き続き努力する。
- 2 運営主体その他の機関による個々の弁護活動に対する指揮監督は、弁護の自主性・独立性の保障を侵す危険があり、上記のとおり、日弁連及び弁護士会において対処する。

## 公的弁護制度下での弁護報酬

- 1 適切な弁護報酬確保の重要性

適切な弁護報酬が確保されることは、被疑者・被告人が弁護人の援助を受けることを実質的に保障するための大前提である。
- 2 報酬の算定方法
  - 1) 報酬額の算定は、弁護活動報告書等にもとづき、弁護活動の内容及び要した時間を考慮した方式で決定されるべきである。
  - 2) 謄写費用、交通費、通訳費用等の実費は、原則として全額が支給されるべきである。
  - 3) 裁判員制度による事件、連日的開廷を要する事件等に対応できる十分な報酬が支払われるべきである。
- 3 報酬決定に対する不服申立手続を整備する。
- 4 報酬支給水準の大幅な引き上げが実現されるべきである。

## 公的弁護制度の運営主体

- 1 次のいずれかに位置づけられる委員会組織の国家機関が、被疑者・被告人段階を一貫して運営することが最も望ましい。委員の選任は裁判所又は内閣によって行うこととする。

裁判所に付設する独立機関

独立行政委員会（国家行政組織法第3条の機関）

- 2 仮に1が困難である場合には、次のいずれかの制度が検討対象となる。
- 1) 現行の被告人国選と同様、被疑者段階も裁判所が実施する制度。  
すなわち、被疑者・被告人段階を通じて、弁護士選任・解任に加え、報酬決定・支給を裁判所が行う制度である。この場合、弁護報酬基準策定のために新たな委員会組織を設けるなど、現行制度の見直しが必要である。  
裁判所以外の「運営主体」は、常勤弁護士の確保などを担う組織となり、そのような組織としては新たに設置される独立行政法人（ないし法律扶助協会）が考えられる。その際に必要な条件については前記 ・ 2 ・ 2) ・ イ（常勤弁護士について）で述べたとおりである。
  - 2) 新たに設置される独立行政法人を弁護士の報酬決定・支給を含む事務を行う運営主体とする制度。  
この場合、前記 ・ 2 ・ 2) ・ イで述べた条件に加え、主務省、「中期目標」・「中期計画」・「評価委員会」のあり方など、独立行政法人の制度的枠組みが、国選弁護報酬を含む制度全般の運営主体として適切かにつき、慎重な検討が必要である。

#### 公的付添人について

次のような、公的付添人制度が実現されるべきである。

- 1 家庭裁判所は次の場合において付添人を選任する。  
少年鑑別所収容の観護措置決定を受けた少年の事件  
否認事件  
裁判所法26条2項2号の罪で家庭裁判所に送致された少年の事件
- 2 上記以外の事件についても、家庭裁判所が必要と認めるときは職権により付添人を選任することができる。